

あなたの住まいは耐震基準を満たしていますか？

応援します！地震に強い住まいづくり

市では耐震相談会、耐震診断補助、耐震改修補助、危険ブロック塀などの撤去補助を行っております。
大切な家族の命や財産を守るために、住まいの耐震化について考えてみましょう。

問・申込先 都市計画課 ☎ (93) 5148

住宅耐震相談会

市が委嘱した相談員が公共施設や依頼主宅へ出向き、住宅の耐震性について個別の相談にお答えします。費用は無料です。

令和2年度は、次の日程表のとおり実施を予定しています。

■令和2年度住宅耐震相談会日程表

日 程	会 場		申込締切日
5月16日（土）	午前	中央公民館	5月14日（木）
	午後		
6月17日（水）	午前	中部ふれあいセンター	6月15日（月）
	午後		
7月19日（日）	午前	北部コミュニティセンター	7月16日（木）
	午後	北部コミュニティセンター または依頼主宅	
9月13日（日）	午前	中央公民館	9月10日（木）
	午後	中央公民館又は依頼主宅	
10月12日（月）	午前	北部コミュニティセンター	10月8日（木）
	午後	北部コミュニティセンター または依頼主宅	
11月15日（日）	午前	中部ふれあいセンター	11月12日（木）
	午後	中部ふれあいセンター または依頼主宅	

住宅リフォーム補助事業

住宅環境の整備と市内産業の活性化を図るため、住宅のリフォーム工事を行う者に対し、工事に係る費用の一部を補助します。

■対象 次の要件を全て満たすもの

【対象者】

- 市に住所登録し、個人住宅または併用住宅を自ら所有し、居住している
- 建築後、1年以上経過している
- 市税を完納している

【補助対象工事】

- 市内に本店を有する法人、または住所のある個人事業主が行うリフォーム工事で、工事費が20万円（消費税を除く）以上であるもの
- 住宅の床面積を増加させずに住宅機能の維持・向上のために行う修繕、改築、模様替え工事であるもの

【例】屋根の修繕、外壁の塗装、壁紙の張替え、床板の張替えなど

■補助率 10分の1（上限10万円）

※併用住宅は、個人住宅部分が補助対象

■受付期間（予定）5月8日（金）～11月27日（金）

※予算額に達した時点で終了します。

※リフォーム工事契約前に申請してください。

■その他

- 補助は一住宅につき1回限りです。
- 施工箇所が重複しなければ耐震改修工事費補助金との併用も可能です。

木造住宅耐震診断費補助事業

自分の住んでいる住宅が地震に対してどのくらいの安全性があるのかを診断する費用の一部を補助します。

■対象 次の要件を全て満たしている木造住宅

- 市内に自らが所有し、居住している
- 一戸建ての住宅または併用住宅
- 地上階数が3以下で、住宅に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上
- 平成12年5月31日以前に着工されている

■補助率 3分の2（上限8万円）

■受付期間（予定）5月8日（金）～12月25日（金）

※予算額に達した時点で終了します。

※耐震診断業務契約前に申請してください。

木造住宅耐震改修費補助事業

耐震改修工事に係る費用の一部を補助します。

■対象 次の要件を全て満たしている木造住宅

- 市内に自らが所有し、居住している
- 一戸建ての住宅または併用住宅
- 地上階数が3以下で、住宅に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上
- 平成12年5月31日以前に着工されている

■補助率 3分の1（上限50万円）

■受付期間（予定）5月8日（金）～11月27日（金）

※予算額に達した時点で終了します。

※耐震改修業務契約前に申請してください。

危険ブロック塀等撤去費補助事業

地震による危険ブロック塀などの倒壊による被害を防止し、災害に強いまちづくりの形成に資するため、危険ブロック塀などの撤去に係る費用の一部を補助します。

■対象 次の要件を全て満たすもの

- 危険ブロック塀などを有している
- 土地または建物の販売を目的としていない
- 市税を完納している

■補助率 次の①、②の経費のうち、いずれか少ない方の金額（上限10万円）

①経費の2分の1の額

②危険ブロック塀などの長さに1メートル当たり8千円を乗じて得た額

■受付期間（予定）5月8日（金）～11月27日（金）

※予算額に達した時点で終了します。

※契約前に危険ブロック塀などに該当するか否かの事前調査の申請が必要です。